

**注意事項**

- ・サービスを利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領証等の提示のほか、各サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・この一覧表にはパートナーシップ宣誓書受領証の提示が必要な行政サービスのみ掲載しています。  
(その他のサービスや制度について宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。詳しくは担当課へお問い合わせください。)

**県・市町村の行政サービス一覧**

【 **豊後高田市** 】

( **令和6年4月1日** 現在)

サービス・制度内容		問合せ先	
		担当課等	電話番号
<b>共通サービス</b>			
1	市営住宅への入居	豊後高田市住宅管理センター (大分県住宅供給公社)	0978-25-6635
2	犯罪被害者見舞金 (遺族見舞金の支給請求)	市民課	0978-25-6157
<b>独自サービス</b>			
3	子育て支援住宅「エミール城台」への入居	地域活力創造課	0978-25-6392
4	子育て応援住宅「住まいるハウス」への入居	地域活力創造課	0978-25-6392
5	子育て世代ステップファミリー応援金	地域活力創造課	0978-25-6392
6	新婚生活応援金	地域活力創造課	0978-25-6392
7	新婚・子育て世帯家賃応援金	地域活力創造課	0978-25-6392
8			
9			
10			